

税額控除に係る証明書

名古屋市中区三の丸 1-6-1
社会福祉法人 中部善意銀行
理事長 岡田 邦彦 様

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし



記

(有効期間)

令和元年 7月17日 から 令和 6年 7月16日 まで

(名古屋市健康福祉局監査課)